

第5期 鶴岡市障害福祉計画
第1期 鶴岡市障害児福祉計画

～障害という言葉がない社会の実現に向けて～

計画骨子（案）

鶴岡市

平成30年3月

第1章 計画の概要（基本的な考え方）

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 位置づけ
- 3 対象者
- 4 期間
- 5 他計画との整合性
- 6 策定体制
- 7 推進体制
- 8 計画の基本理念

第2章 現状と課題

- 1 障害者の現状
- 2 障害福祉施策関連事業費の現状
- 3 障害児の療育・教育の現状
- 4 サービスの現状（第4期障害福祉計画期間中の成果目標と活動指標の実績）
- 5 地域生活支援事業の現状（第4期障害福祉計画期間中の実績）
- 6 アンケート調査から見えてきた課題

第3章 施策推進に向けた基本的方向

1 基本的方向

- （1）共に生きるための暮らしやすい環境づくり
- （2）地域における自立生活を支えるための仕組みづくり
- （3）地域包括ケアシステムの構築と展開

2 重点事項

- ① 障害者理解の促進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 一貫した療育支援体制の確立
- ⑤ 多様な就労支援
- ⑥ 社会参加の促進
- ⑦ 日常生活を支えるサービスの充実

第4章 成果目標と確保のための方策

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

第5章 活動指標（見込み量）

1 自立支援給付の見込み量

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 就労系サービス
- (4) その他のサービス
- (5) 居住系サービス
- (6) 相談支援

2 障害児通所支援の見込み量

- (1) 障害児通所支援
- (2) 障害児相談支援
- (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 新規

第6章 地域生活支援事業の充実

1 必須事業

- (1) 理解促進・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業（基幹相談支援センター相談支援機能強化事業、障害児相談支援事業）
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 住宅入居等支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター

1 任意事業

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 生活サポート事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 知的障害者職親委託制度
- (5) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (6) 点字・声の広報等発行事業

第7章 障害者支援体制の充実

- 1 精神障害にかかる医療・保健と福祉の連携
- 2 発達障害支援の構築
- 3 障害者の権利擁護体制の構築
 - (1) 虐待防止
 - (2) 差別解消
 - (3) 成年後見制度利用の促進

第8章 計画の推進

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

「障害者の権利に関する条約」に基づき、障害者基本法では、ノーマライゼーションの理念である「障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすこと」が掲げられ、社会的障壁の除去をはじめとした基本原則が定められています。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。

また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されることとなっています。

市では、「第4期鶴岡市障害福祉計画（平成27～29年度）」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。この計画の期間が平成29年度で終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「第5期鶴岡市障害福祉計画」と、平成30年度から新たに加わった「第1期障害児福祉計画」（以下、この2つの計画を「本計画」といいます。）を策定するものです。

本計画は、国の定める基本指針に基づき、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度末までの障害福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 位置づけ

本計画は、以下のとおり位置づけられます。

「第5期鶴岡市障害福祉計画」・・・障害者総合支援法第88条第1項

「第1期鶴岡市障害児福祉計画」・・・児童福祉法第33条の20 第1項

また、児童福祉法第33条の20 第6項では、「市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条2第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。」とされており、市では、本計画を一体のものとして作成しています。

3 対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法第4条に規定している「障害者」とし、以下のとおりの定義となっています。

- ①身体障害者 …身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」のうち18歳以上である者

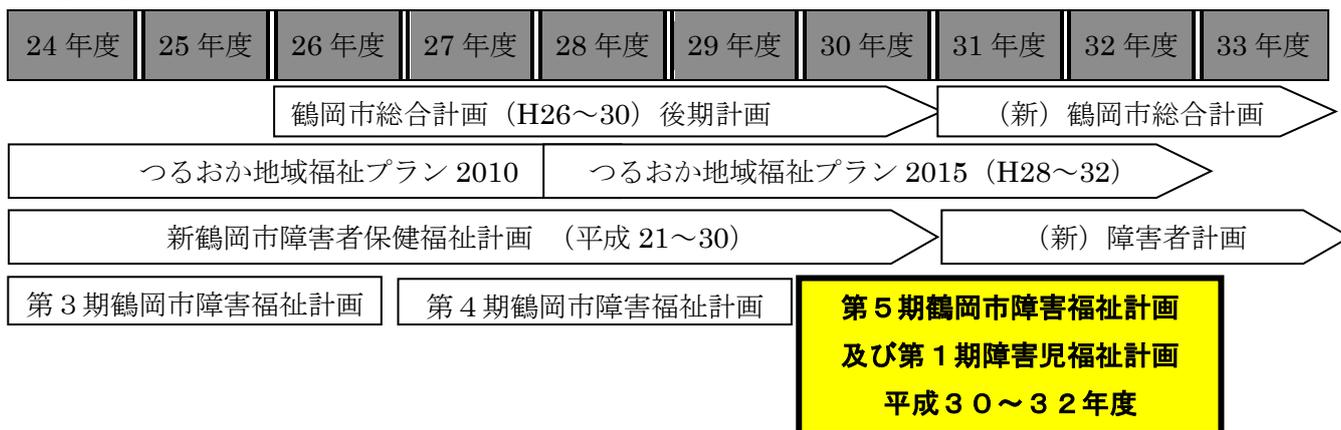
- ②知的障害者 …知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者
- ③精神障害者 …精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法に規定する知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ④難病患者等 …治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ⑤障害児 …児童福祉法に規定する障害児

本計画では、障害児を含む障害者を「障害者等」として表記し、18歳未満の障害がある子どもを「障害児」と表記します。

4 期間

本計画は3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

障害福祉計画及び関連計画の計画期間



5 他計画との整合性

本計画は、国及び山形県の計画との整合を図りながら、「鶴岡市総合計画」及びその障害者福祉分野の基本計画である「新鶴岡市障害者保健福祉計画」、「地域福祉計画」、障害児を含めたすべての子どもに対する施策を総合的・計画的に推進するための「子ども子育て支援事業計画」等との整合を考慮し策定するものです。

6 策定体制

(1) アンケート調査

計画策定に先立ち、障害者の生活状況や、障害福祉サービス等をはじめ各種障害者福祉施策に対する意見等を把握するため、郵送によるアンケート実態調査を実施しました。また、各サービス事業所、関係機関、当事者団体にもアンケート調査を実施し計画を策定するための参考としました。

(2) 障害福祉計画策定委員会

庁内に障害福祉計画策定委員会を設置し、平成29年度までのサービス見込み量、目標数値、事業量の確保策、並びにそれらを反映した草稿案について検討しました。

(3) 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を設置し、計画の策定も含め、障害者施策全般にわたり広く意見をお聴きしながら施策の推進を図っています。

本計画の策定にあたっては、前期障害福祉計画の進捗状況、アンケート調査の結果等を踏まえ、見込む支給量や障害福祉施策など本計画案に対する意見を頂きました。

7 推進体制

(1) 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、障害者施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会で毎年意見をお聴きし、計画の推進に活かすとともに、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。

(2) 地域社会への広報および啓発活動

障害の有無にかかわらず、共に暮らす共生社会の実現を図るため、市民意識の醸成に努めるとともに、障害に対する差別や偏見をなくし、市民の理解と協力、さらに支援への参画等について様々な機会を通じて広く呼びかけていきます。

8 計画の基本理念

障害の有無に関わらず支えあって共に生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念と、国が掲げる”我がごと、丸ごと”の理念であるソーシャルインクルージョンの理念を本計画の基本理念とします。また、計画の副題(サブタイトル)を以下のとおりとします。

第1期から第4期の基本理念

「地域に暮らす 地域と暮らす」

第2章 現状と課題

1 障害者の現状

(1) 手帳所持者の現状

本市の障害者手帳所持者数（図表1）は、平成29年8月末現在で7,478人、人口に占める割合は約5.8%であり、市民の約17人に1人が心身になんらかの障害があるという状況です。また、主に介護保険のサービスを利用する65歳以上の方を除き、精神障害の通院医療対象者を加えた本計画の対象者は、3,394人（全体の約41%）となっています。そのうち、アンケート調査の結果から、現在サービスを利用していない方でサービスが必要であると答えた方は、約7%（3,394人の7%=237人）あり、また、手帳を所持しない障害児の利用が増加傾向にあることから、今後3年間で利用が想定されるサービス利用者数は、1,800人から2,000人程度と見込まれます。

【図表1】（平成29年8月末現在）

年代別	種別	市全体	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海
18歳以下	身体	82	55	12	4	6	4	1
	知的	208	157	17	14	5	7	8
	精神	3	3	0	0	0	0	0
	通院医療	26	19	3	1	2	0	1
19歳以上 64歳以下	身体	1,287	870	113	85	80	41	98
	知的	744	535	57	46	34	18	54
	精神	543	418	28	37	22	11	27
	通院医療	501	378	34	30	13	11	35
65歳以上	身体	4,297	2,931	344	271	249	173	329
	知的	160	118	10	8	6	4	14
	精神	154	123	8	5	6	5	7
	通院医療	121	94	9	2	4	3	9
計	身体	5,666	3,856	469	360	335	218	428
	知的	1,112	810	84	68	45	29	76
	精神	700	544	36	42	28	16	34
	通院医療	648	491	46	33	19	14	45
合計		8,126	5,701	635	503	427	277	583
手帳所持計（医療除く）		7,478	5,210	589	470	408	263	538
18歳以下計（医療含む）		319	234	32	19	13	11	10
64歳以下計（医療含む）		3,394	2,435	264	217	162	92	224

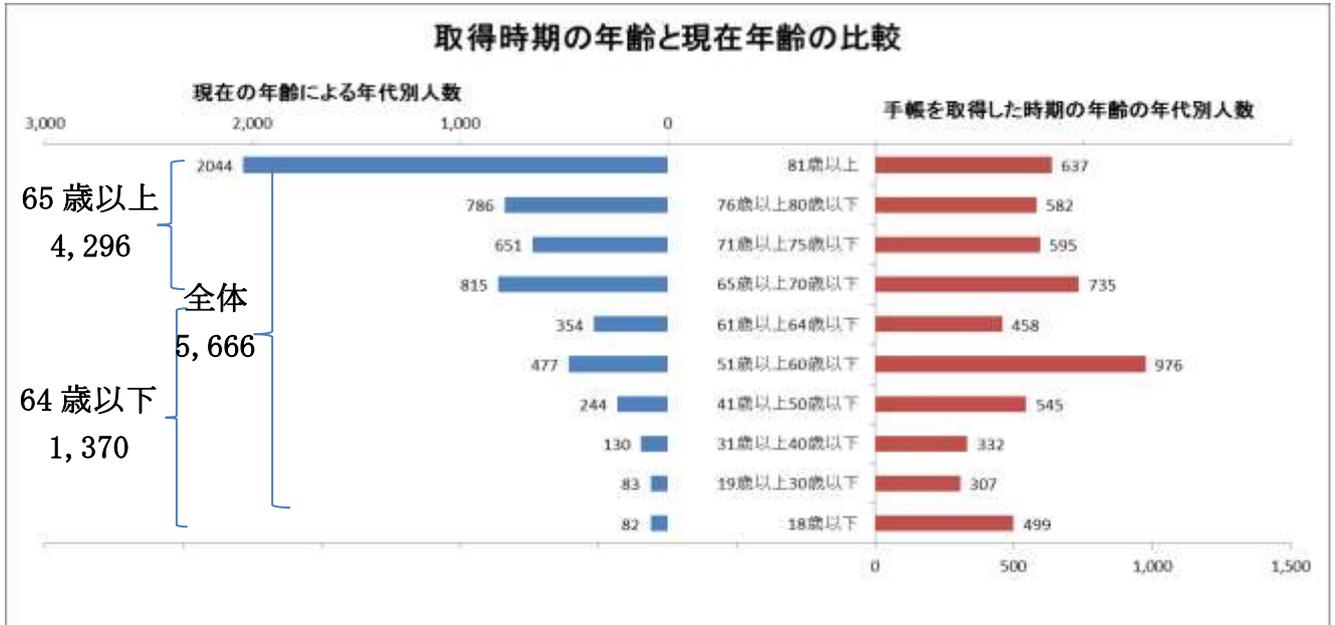
（平成29年8月末現在）

本市の人口	128,899	91,158	10,308	8,393	7,280	4,204	7,556
手帳所持者の割合	5.8%	5.7%	5.7%	5.6%	5.6%	6.3%	7.1%

①身体障害者手帳所持者の状況

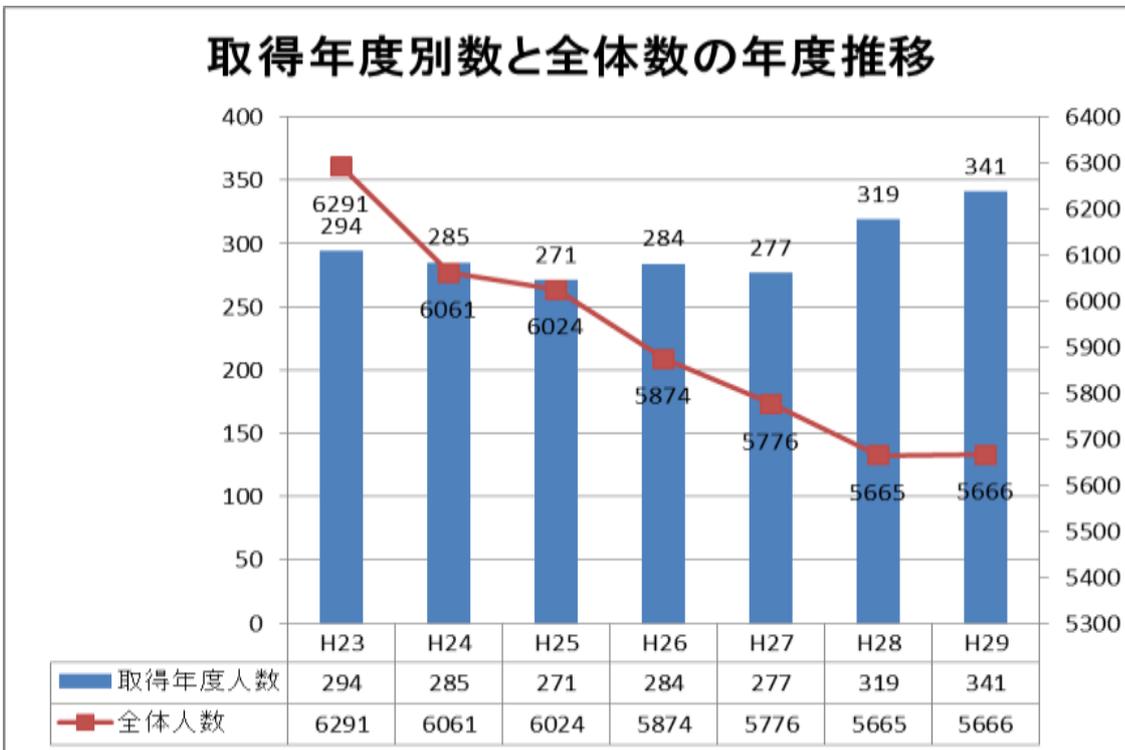
身体障害者手帳の取得時期（図表2）は、51歳から60歳以下の年代が最も多く、現在の年齢構成では、81歳以上が最も多くなっていることから、手帳所持者の高齢化が進んでいます。65歳以上の所持者数の割合は、約76%となっています。

【図表2】



身体障害者手帳所持者の全体数は、減少傾向にあります。新規に取得する数は、増加傾向にあります。（図表3）

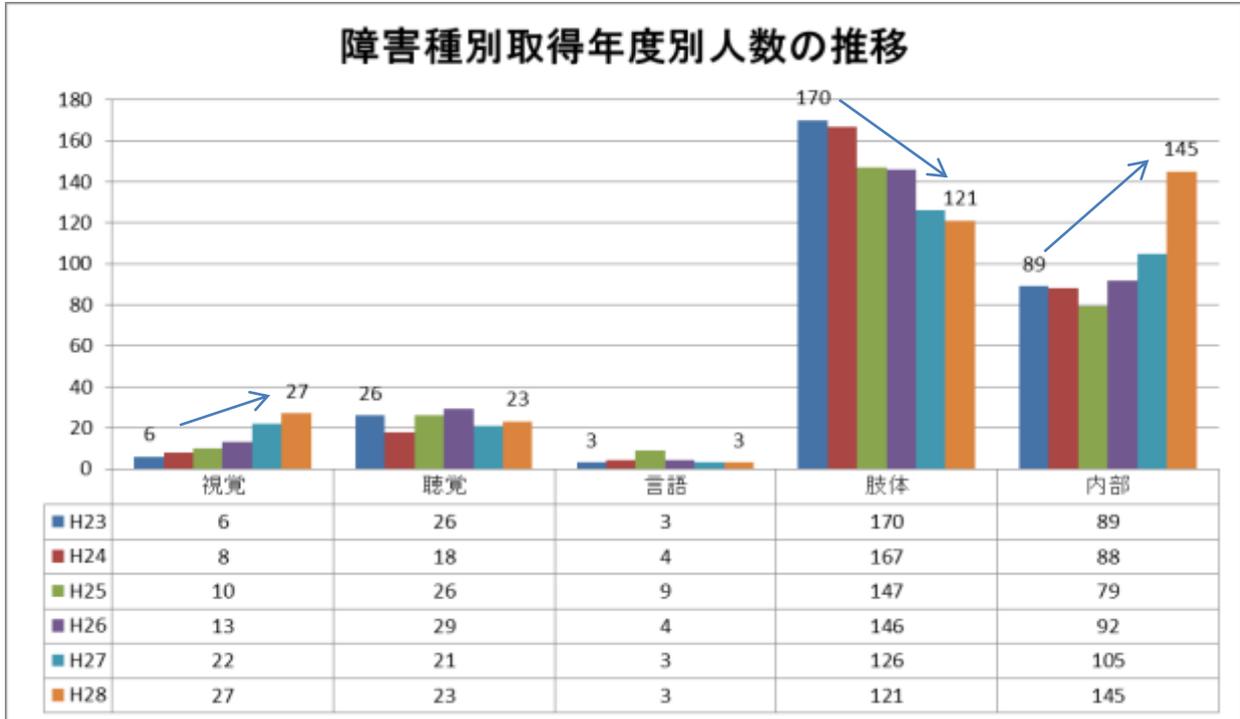
【図表3】



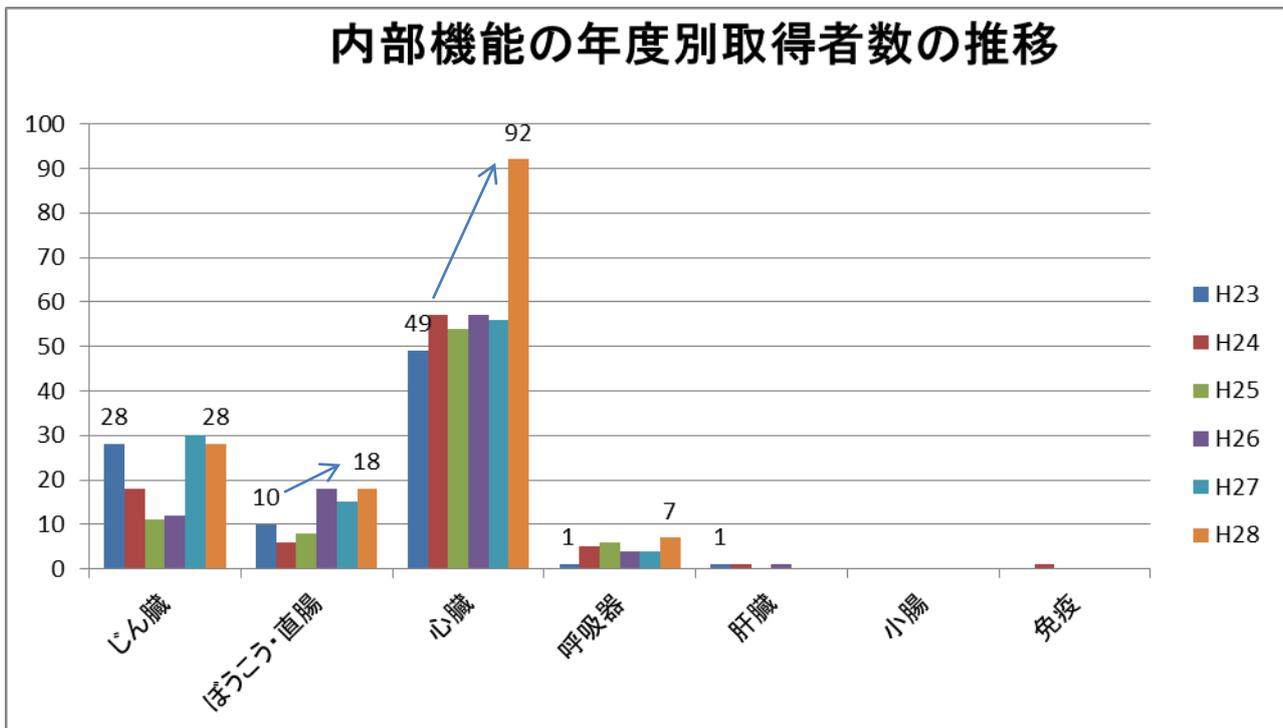
身体障害者手帳所持者の障害種別にみると、視覚障害と内部機能障害が増加傾向にあり、肢体不自由が減少傾向にあります。（図表4）肢体不自由の減少傾向は、一つは高齢化によ

る人口減少で全体数が減っていること、平成26年度に下肢機能の障害等級判定基準が見直されたことが影響しているものと考えられます。内部機能障害では、ぼうこう・直腸機能、心臓機能の障害が増加傾向にあります。(図表5) これは、等級基準の変更や医療技術の進展が影響していると考えられます。

【図表4】



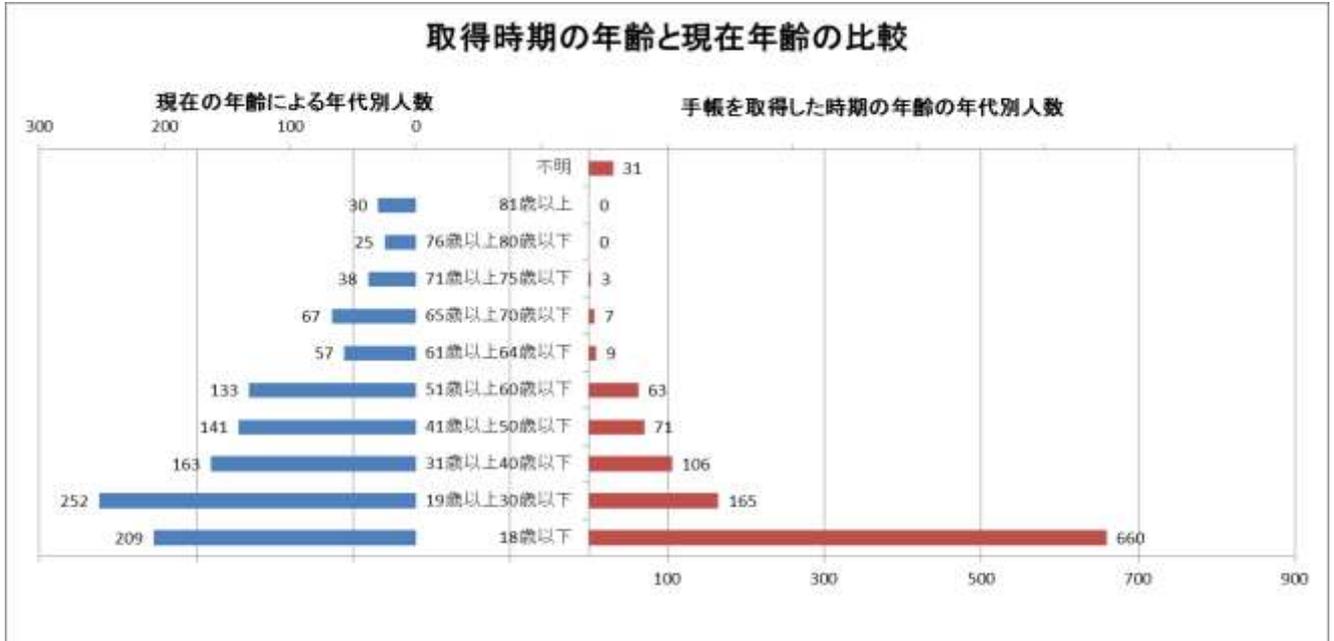
【図表5】



②療育手帳所持者の状況

療育手帳の取得時期は、約54%の方が18歳以下のときに取得しています。(図表6)
 18歳療育手帳の全体の所持者数は、平成24年度から80人増加していますが、新規・更新数は取得年度別に比較すると横ばい、減少傾向にあります。(図表7)

【図表6】



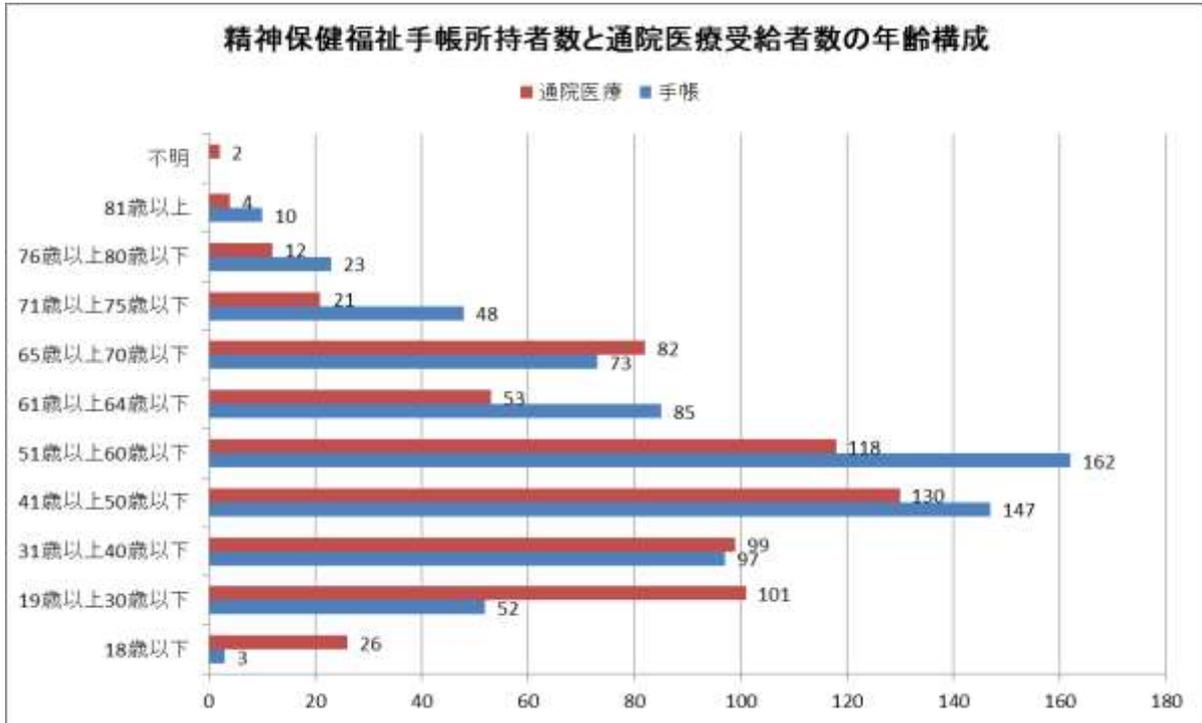
【図表7】



③精神保健福祉手帳所持者の状況

図表 8 に示す精神通院医療の受給者は、精神保健福祉手帳所持者を除く数となっています。平成 28 年度の手帳所持者は、716 人で平成 24 年度の約 1.05 倍となっています。特に 1 級所持者が減少傾向にあり、3 級の取得者が増えています。平成 30 年度からの障害者雇用促進法の施行によって、増加することが考えられ、今後、注視する必要があります。

【図表 8】



【図表 9】



2 障害福祉施策関連事業費の現状

(1) 障害福祉施策関連事業費の推移

(単位；百万円)

区分	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	伸び率
自立支援医療	68.7	79.4				
自立支援給付	2,337.1	2,477.9				
自立支援給付	2,215.6	2,335.1				
障害児支援給付	121.5	142.8				
地域生活支援事業	124.8	127.8				
補装具	27.9	27.4				
合計	2,558.5	2,712.5				
自立支援給付の 年度伸び率	14.8%	6.02%				

グラフ

3 障害児の療育・教育の現状

第2回施策推進協議会で説明した資料を基に現状を記述する。

4 サービスの現状

(1) 介護給付と訓練等給付の推移

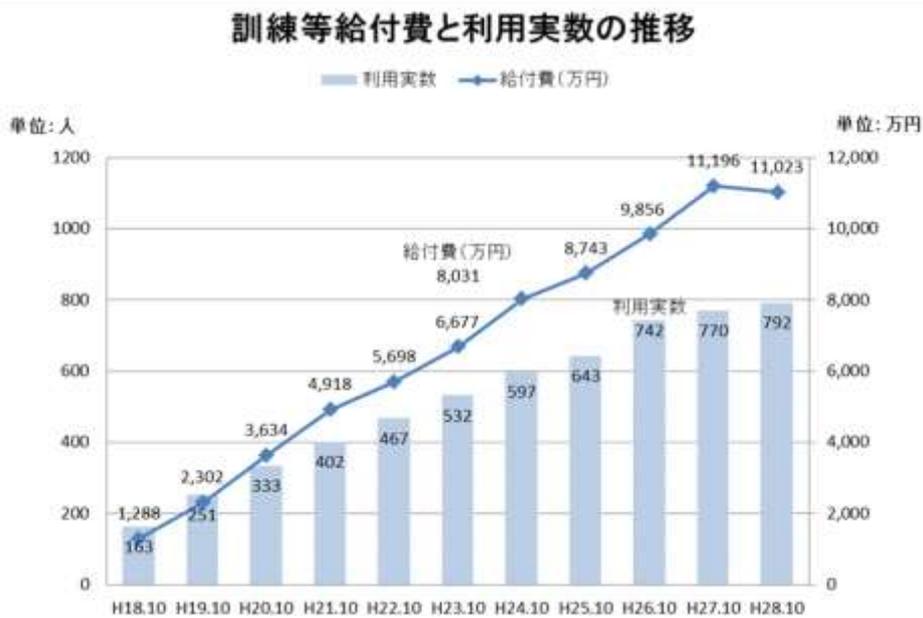
平成24年度からの介護給付の利用状況は、横ばい傾向にあります。

介護給付には、自宅などに訪問してケア等を行う「居宅介護」、「重度訪問介護」と行動を共にして支援を行う「行動援護」、「同行援護」、訪問サービスや日中活動のサービスを包括して行う「重度包括支援」があります。また、施設に入所して支援を受ける「施設入所支援」、「短期入所」、通所してケア等の支援を受ける「生活介護」、医療型の「療養介護」があります。



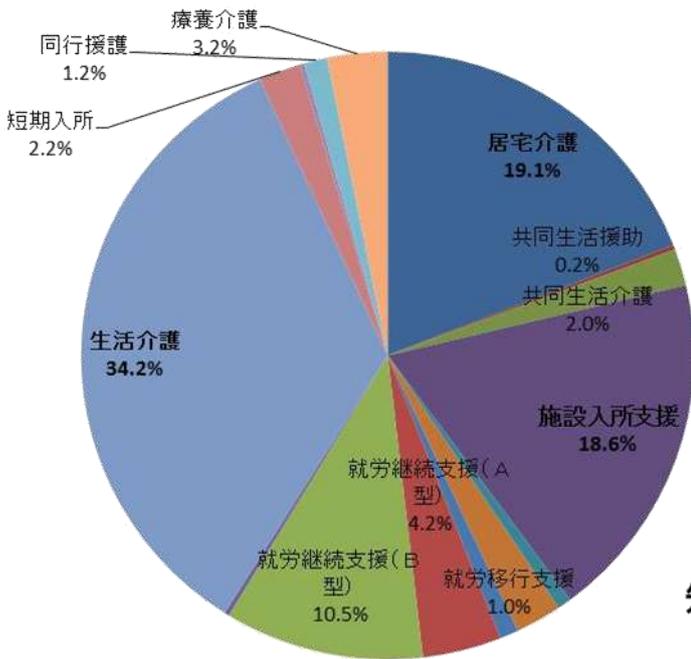
平成27年度からの訓練等給付の利用は横ばい傾向にあり、特に、知的、精神の障害者が利用する自立訓練と就労継続支援B型の事業所が増加しましたが、利用定員に空きがある状態です。

訓練等給付には、一般就労などに向けて訓練を行う就労移行支援、一般就労が困難な方のステップアップのための支援を行う就労継続支援A型、B型の就労支援サービスがあります。また、長期入院や学校卒業後の生活訓練や身体の機能訓練として自立訓練（機能訓練・生活訓練）があります。泊まりの場として、共同生活援助（グループホーム）があります。



(2) 障害福祉サービスの利用状況

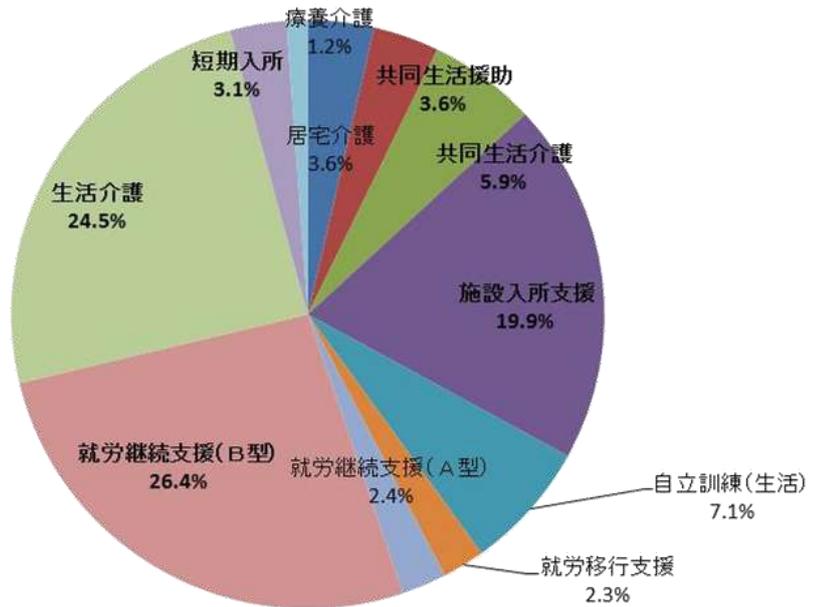
身体障害者のサービス利用状況



身体障害者のサービス利用については、就労系サービスの利用が少なく、居宅介護、生活介護の利用が多い傾向にあります。

泊まりの場としては、居宅介護の利用が多いことから、自宅等が多く、次いで入所施設となっています。また、グループホームの利用は少なくなっており、これは、市内に身体障害者が入居出来るグループホームが少ないためと考えられます。

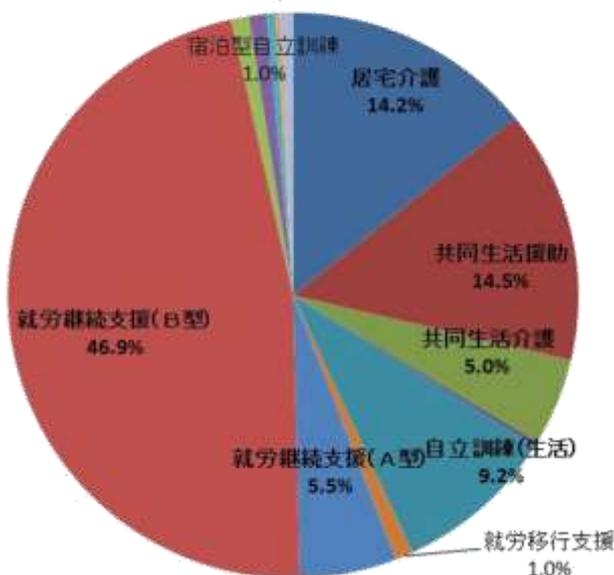
知的障害者のサービス利用状況



知的障害者のサービス利用は、就労系サービス、生活介護の利用が多い傾向にあります。

居宅介護の利用が少ないことから、家族等インフォーマルな支援が支えとなっていることが考えられます。また、施設入所支援は、知的障害者全体の約20%の方が利用しており、他の障害と比べて多く利用されています。

精神障害者のサービス利用状況



精神障害者のサービス利用は、就労系サービスが全体の72%と多くなっています。

精神障害者のグループホーム利用が多く、役割としては、身体、知的障害者の入所支援に相当するものと考えられます。

(3) 第4期 障害福祉計画 進捗状況と成果目標の達成状況について

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

基準値 平成25年度末の施設入所者数 (A) 233人

【ア】入所者数の削減 国の基本指針では、4%以上削減 (各年度に目標値を見直し)

	項目	H27	H28	H29
目標値	施設入所者数 (B)	223人	219人	220人
実績値	鶴岡市の各年度末の実績数 (D)	231人	229人	227人
目標値	削減人数 (A-B) = (C)	10人	14人	13人
実績値	削減人数 (A-D) = (E)	2人	4人	6人
目標値	割合 C/A	4%	6%	6%
実績値	割合 E/A	0.8%	1.7%	2.6%

【イ】入所施設から地域に移行する人の数 国の指針は12%以上 (各年度に目標値を見直し)

項目		H27	H28	H29
目標値	地域生活移行者数 (F)	28	31	31人
実績値	各年度の実績数 (G)	13	8 (21)	7 (28)
目標値	割合 F/A	12.0%	13.5%	13.5%
実績値	割合 G/A	5.6%	9.0%	12.0%

退所した数 (施設替え除く)

② 福祉施設からの一般就労への移行

平成29年度末の一般就労移行者数 (国の基本指針では平成24年度末一般就労者数の2倍以上)

基準値 平成24年度末の一般就労者数 (A) 4人 (計画策定当初の基準値)

【ア】福祉施設からの一般就労への移行

項目	H27	H28	H29	備考
目標値	10人	25人	30人	3か年の延べ人数で
実績値	8人	11人 (19人)		カッコ書きは延べ人数
目標値	2.5倍	6.25倍	7.5倍	H24の4人と比較して
実績値	2倍	4.75倍		

【イ】就労移行支援事業の利用者数 就労移行支援事業の利用者を平成25年度末26人 (H) の利用者から6割以上増加

	項目	H27	H28	H29
目標値	就労移行支援事業利用者数 (I)	67人	67人	40人
実績値	就労移行支援事業利用者数 (J)	46人	44人	39人
目標値	(I-H) / (H)	15.7割増	15.7割増	5.3割増
実績値	(J-H) / (H)	7.7割増	7割増	5割増

※福祉施設利用者…生活介護 (通所)、自立訓練 (機能、生活)、就労継続支援 (A型、B型) 等の利用者をいう。

③ 障害者の地域生活支援

地域生活活動拠点の整備

平成29年度末時点 1か所

実績 未設置

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の在宅サービスは、ほぼ、見込みどおりとなっています。行動援護は、ニーズはあるものの事業所開設がないため、利用がありません。サービス提供事業所が減少傾向にあることから今後の利用傾向も横ばいで推移すると見込まれます。「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は鶴岡市内に事業所がないため、利用がありません。

事業名		27年度		28年度		29年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
居宅介護	見込	3,195	173	3,226	175	3257	177
	実績	3,305	178	2,898	189	2853	177
	率	103%	103%	89.8%	108%	86%	100%
重度訪問介護	見込	260	2	390	3	390	3
	実績	145	4	158	5	162	5
	率	56%	200%	40.5%	166%	42%	166%
行動援護	見込	30	3	30	3	30	3
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
同行援護	見込	10	5	10	5	10	5
	実績	26	10	10	3	10	5
	率	260%	200%	100%	60%	100%	100%
重度障害者等 包括支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

生活介護の進捗状況は、ほぼ見込み通りとなっていますが、自立訓練は、見込み量よりも少ない状況となっています。

「生活介護」は、施設入所者が多く利用しており、生活介護利用者の約60%が「施設入所支援」と「生活介護」の組み合わせで利用しています。

「生活介護」を利用できる障害者は、原則区分3以上（50歳以上は区分2以上、施設入所者は区分4以上入所者の50歳以上は区分3以上）となっており、常時介護を必要とする方が対象となっているため、身体、知的障害の利用者が殆どとなっていますが、サービス提供事業所が増加傾向であるため、知的・精神の利用が増加しています。

昨年に引き続き「自立訓練（機能訓練）」の利用がありませんでした。このサービスは、身体障害者が入所、入院等からの地域移行するための生活レベル向上のため訓練するサービスで、限定的であり、今後の利用も見込めないものですが、第5期計画では利用者がいた場合のことを考慮する必要があります。

自立訓練（生活訓練）の利用者も減少傾向にありますが、新規利用者は微増傾向となっていますが、これは、新規事業所が立ち上がったことが考えられます。今後もひきこもり状態となっている精神障害者、生活訓練の必要な発達障害者等の利用ニーズがあると思われます。

サービス名	年度	27年度		28年度		29年度		
		単位	人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
生活介護	見込		7,208	368	7,360	376	7512	384
	実績		6,650	343	6,721	380	6751	377
	率		92%	93%	91.3%	101%	90%	98%
自立訓練 (機能訓練)	見込		42	3	42	3	42	3
	実績		0	0	0	0	0	0
	率		0%	0%	0%	0%	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込		1,424	89	1,456	91	1552	97
	実績		1,203	79	870	59	986	66
	率		84%	89%	60%	65%	64%	68%

(3) 就労系サービス

就労移行支援は、見込み量を大幅に下回っています。就労移行支援は、経過措置（直接就労 B を利用）による利用者の短期間利用が無くなったこと、事業を休止する事業所が出てきたことが原因と考えられます。しかしながら、新規事業所も立ち上がっていること、このサービスの趣旨理解している事業所は、着実に一般就労へ結び付けています。

就労継続支援 A 型、B 型は、ほぼ見込み通りとなっています。

就労継続支援 A 型は、事業所数が 1 つ増え、利用者は微増傾向となっています。就労継続支援 B 型は、新規事業所が多く立ち上がっていることから増加傾向にあります。

事業名		27年度		28年度		29年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
就労移行支援	見込	1,060	67	1,060	67	1060	40
	実績	722	43	641	39	602	39
	率	68%	64%	60.4%	58%	60.4%	97%
就労継続支援 A 型（雇用型）	見込	1,200	60	1,600	80	1600	80
	実績	1,405	66	1,458	69	1423	70
	率	117%	110%	91%	86%	89%	88%
就労継続支援 B 型（非雇用型）	見込	8,154	453	8,424	468	8694	483
	実績	9,234	497	9,148	529	10207	538
	率	113%	110%	108%	113%	117%	111%

5 地域生活支援事業の現状（第 4 期障害福祉計画期間中の実績）

6 アンケート調査から見えてきた課題

第 2 回施策推進協議会で説明したアンケート結果を基に現状を記述する。

第3章 施策推進に向けた基本的方向

1 基本的方向

(1) 共に生きるための暮らしやすい環境づくり

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てない社会の構築を目指しています。平成23年度の改正によって新たに付け加えられた、「分け隔てられることなく」「共生する社会」のためにすべての施策を展開する際の共通視点として、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」での施策が求められています。

障害のある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

障害のある人の尊厳の保持を図るため、「必要かつ合理的な配慮」についての議論を深めながら、障害のある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障害のある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指すことが大切です。

(2) 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

「施設や入院から地域へ」という障害福祉施策の方向に変わりはありません。

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障害者が自ら住みたい場所で、当たり前の生活を送ることが重要です。

障害者が、地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重した、より身近な地域でのサービス提供体制の充実が必要です。

また、障害者の多様なニーズに応じる必要があります。

(3) 地域包括ケアシステムの構築と展開

障害者が住みなれた地域で、自立し、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じ、一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

また、障害者施策は、保健・医療・福祉・生活環境・就労など多岐にわたります。地域における保健、医療及び福祉が互いの関係を深めながら連携を進めていくことが必要となります。

2 重点事項

- ① 障害者理解の促進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 一貫した療育支援体制の確立
- ⑤ 多様な就労支援
- ⑥ 社会参加の促進
- ⑦ 日常生活を支えるサービスの充実

第4章 成果目標と確保のための方策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の目標値】

- ① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム等へ移行するものの数を、(移行率9%以上とする)
- ② 施設入所利用者の減少見込み数(減少率2%以上とする)

【試算】

- ① 平成28年度末の人数229人 \times 9% \div 21人
- ② 平成28年度末の人数229人 \times 2% \div 6人

【目標設定に関する本市の考え方】

- 地域生活移行者については、これまでの本市における地域生活への移行実績や障害支援区分の状況、ニーズ調査結果に基づき目標の設定を行う。
- 施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性(案)】

- 入所施設の取組の強化
- 住まいの場の確保
- 日中活動の場の確保
- 地域における理解の促進
- 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援
- 地域における支援体制の強化(相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備促進等)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の目標値】

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を平成32年度末までの全ての市町村に設置する。

【目標設定に関する本市の考え方】

- 国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性(案)】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- 協議の場「地域移行・地域定着支援委員会」の設置等
- 地域における理解の促進

3 地域生活支援拠点の整備

【国の目標値】

- ① 地域生活支援拠点の整備を平成32年度末までに各市町村に最低1つを整備する。

【目標設定に関する本市の考え方】

- 国の基本指針に即して設定する。

地域生活活動拠点は、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などができる拠点を整備することが求められているものです。

市では、これまで基幹相談支援センターである障害者相談支援センターを中心に各サービス事業所が連携し、緊急避難のための短期入所、入所支援の実施、地域生活のための準備としての宿泊体験や生活訓練は既存のサービスで対応する等、地域自立支援協議会等で作られたネットワークを活用し対応しています。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 拠点に対するサービス提供事業所や関係機関等の理解促進と連携
- 協議の場「地域生活支援拠点設置準備委員会」の設置等

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の目標値】

- ① 平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を、平成28年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数の1.5倍以上とする。
- ② 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数を、平成28年度末の利用者数の20%以上増加する。
- ③ 就労定着支援による職場定着率について、支援開始1年後の利用者の職場定着率を80%以上とする。

【試算】

- ① 平成28年度末の人数11人×1.5倍≒17人
- ② 平成28年度末の人数44人×20%増≒53人
- ③ （新規事業）

【目標設定に関する本市の考え方】

これまでの本市における就労支援実績や今年度実施した「アンケート調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- 就労移行支援事業者の確保
- 労働関係機関の就労支援策の活用
- 職場定着支援
- 一般就労へ移行することが困難な方に対する支援等

5 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

【国の目標値】

- ① 児童発達支援センターを平成32年度末までに各市町村に最低でも1ヶ所以上設置
- ② 平成32年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1ヶ所を確保する。
- ③ 平成30年度末までに、全ての市町村に医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

【目標設定に関する本市の考え方】

- 国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 子育て世代包括支援センターや児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制の充実
- 重症心身障害児に対する支援体制の充実
- 医療的ケア児に対する支援体制の整備
- 発達障害のある子どもの支援体制の充実

第5章 活動指標（見込み量）

1 自立支援給付の見込み量

- (1) 訪問系サービス
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- (2) 日中活動系サービス
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
- (3) 就労系サービス
就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援 新規
- (4) その他のサービス
療養介護、短期入所（福祉型・医療型）
- (5) 居住系サービス
自立生活援助 新規、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
- (6) 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 障害児通所支援の見込み量

- (1) 障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援 新規
- (2) 障害児相談支援
- (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 新規

第6章 地域生活支援事業の充実

【記載事項】

国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に即して、以下の地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方、見込量及び当該見込量の確保のための方策等について記載する。

(1) 必須事業の見込量

事業名		単位等	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援事業		か所数	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター		か所数	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業		有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		有無	有	有	有
障害児相談支援事業		か所数	1か所	1か所	1か所
意思疎通支援事業	手話通訳奉仕員派遣事業	回数			
		登録者数			
	要約筆記奉仕員派遣事業	派遣回数			
		登録者数			
	手話通訳者設置事業	か所数			
手話通訳奉仕員養成事業	受講者数				
日常生活用具	介護・訓練支援用具	件数			
	自立生活支援用具	件数			
	在宅療養等支援用具	件数			
	情報・意思疎通支援用具	件数			
	排泄管理支援用具	件数			
移動支援事業	居宅生活動作補助用具	件数			
	移動支援事業	利用人数			
		利用時間			
地域活動支援センター		か所数			

【確保のための方策】

(2) 任意事業の見込量

事業名	単位等	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人数			
生活サポート事業	人数			
日中一時支援事業	人数			
知的障害者職親委託制度	人数			
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	有無	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	登録者			
	回数			

注：事業名は国の地域生活支援事業実施要綱に基づく事業名となっています。

事業内容については28ページを参照してください。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成28年度から補助対象外となりましたが、引き続き市単事業として実施しています。

【確保のための方策】

第7章 障害者支援体制の充実

- 1 精神障害にかかる医療・保健と福祉の連携
- 2 発達障害支援の構築
- 3 障害者の権利擁護体制の構築
 - (1)虐待防止 (2) 差別解消 (3) 成年後見制度利用の促進

第8章 計画の推進

【記載事項】

各年度における成果目標と活動指標の進捗状況を、障害者施策審議会や障害者自立支援協議会に、十分に報告し、これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込み、必要があると認める場合には、計画推進のための取組、更には計画自体の変更等の措置を講ずることについて記載する。

また、国の基本指針に即して、活動指標については、新たに障害種別ごとにその実績を調査していくことについて明記する。